

関係者各位

国土交通省が施行する「一級河川土器川水系土器川改修工事（飯野箇所・香川県丸亀市土器町東八丁目地内）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事」について、令和六年六月一日付け国土交通省告示第五百八号をもって、土地収用法の規定に基づく事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、次の事項をお知らせします。

記

- 一 事業認定の告示があった起業地
 - イ 収用の部分
 - 香川県丸亀市土器町東八丁目地内
 - 使用の部分
 - 香川県丸亀市土器町東八丁目地内

（注）起業地を表示する図面は「丸亀市都市整備部建設課」でご覧いただけます。

- 二 土地価格の固定について
起業地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。
- 三 補償を受けられる者の範囲について
土地所有者以外の者で事業の認定の告示のあった日以後に新たに権利を取得した者は、既存の権利を承継した場合を除き、補償を受けることはできません。
また、裁決申請後に裁決手続開始決定登記がされた権利を承継した者は、特別な場合を除き、損失の補償を受けることはできません。
- 四 土地の保全について
事業の認定の告示があった日以後においては、何人も、香川県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはなりません。
- 五 補償の制限について
土地所有者又は関係人は、起業地について事業の認定の告示があった日以後において、土地の形質を変更したり、工作物を新築等したり、又は物件を付加増置したりしたときは、あらかじめ香川県知事の承認を得た場合を除き、これに関する損失の補償を請求することはできません。
- 六 裁決の申請の請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について、国土交通省四国地方整備局長に対し、裁決の申請をすることが出来ます。
- 七 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持つている関係人は、国土交通省四国地方整備局長に対し、土地及び土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を請求することが出来ます。
この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。
- 八 明渡裁決の申立てについて
土地所有者及び関係人からも、直接香川県収用委員会あてに明渡裁決の申立てをすることが出来ます。
- 九 パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「補償等についてのお知らせ」を国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所用地第一課及び丸亀市都市整備部建設課において配布いたします。
- 十 その他不明な点については、高松市福岡町四丁目二十六番三十二号所在の国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所用地第一課にご照会ください。

電話 〇八七 ― 八二二 ― 一六〇五

国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所